

6 鉄道に係る災害に関する事項

(1) 鉄道施設の災害被害額

- ・鉄道事業者は、被害額が1千万円以上の災害が発生した場合には、鉄道事故等報告規則第8条に基づき、当該災害に対する応急処置が完了した後10日以内に、国へ報告することが義務づけられています。
- ・被害額については、令和5年3月末までに、各事業者から報告のあった応急工事又は復旧工事に要した費用を集計したものであり、令和5年3月末時点で工事中のもの（南阿蘇鉄道高森線、JR 九州肥薩線、くま川鉄道湯前線、JR 東日本米坂線等）は、含まれておりません。

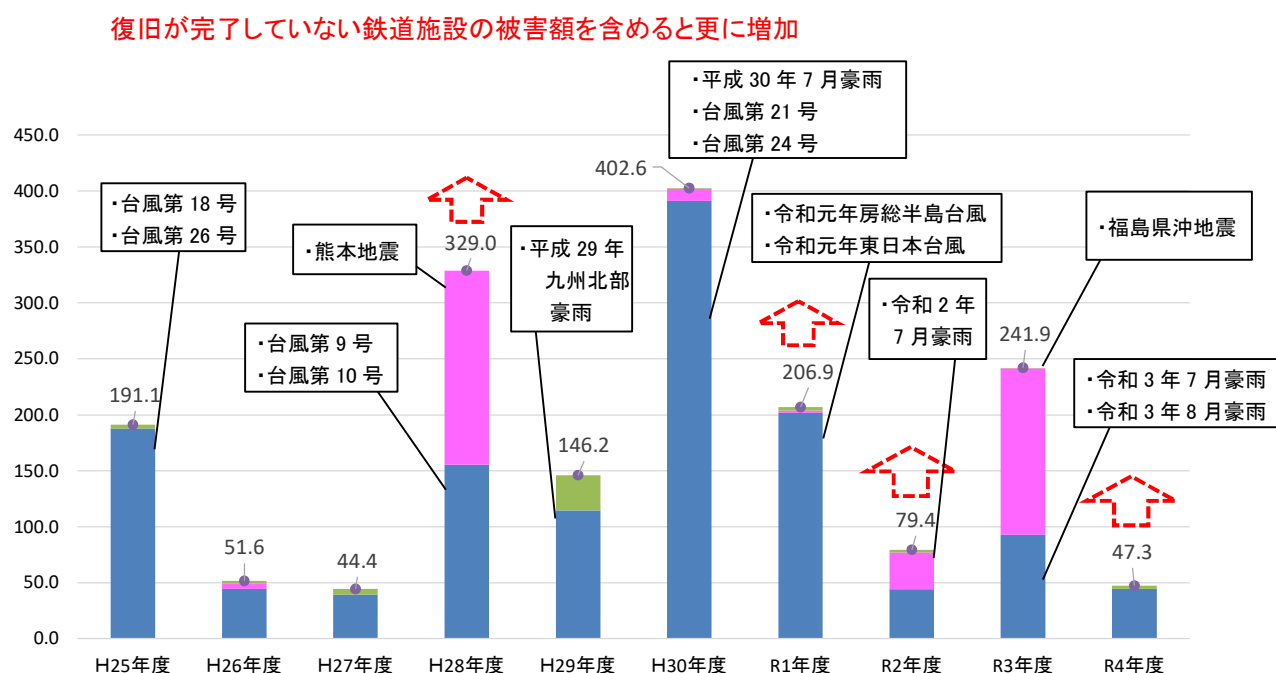


図27：自然災害による鉄道施設の被害額の推移(過去10年間)

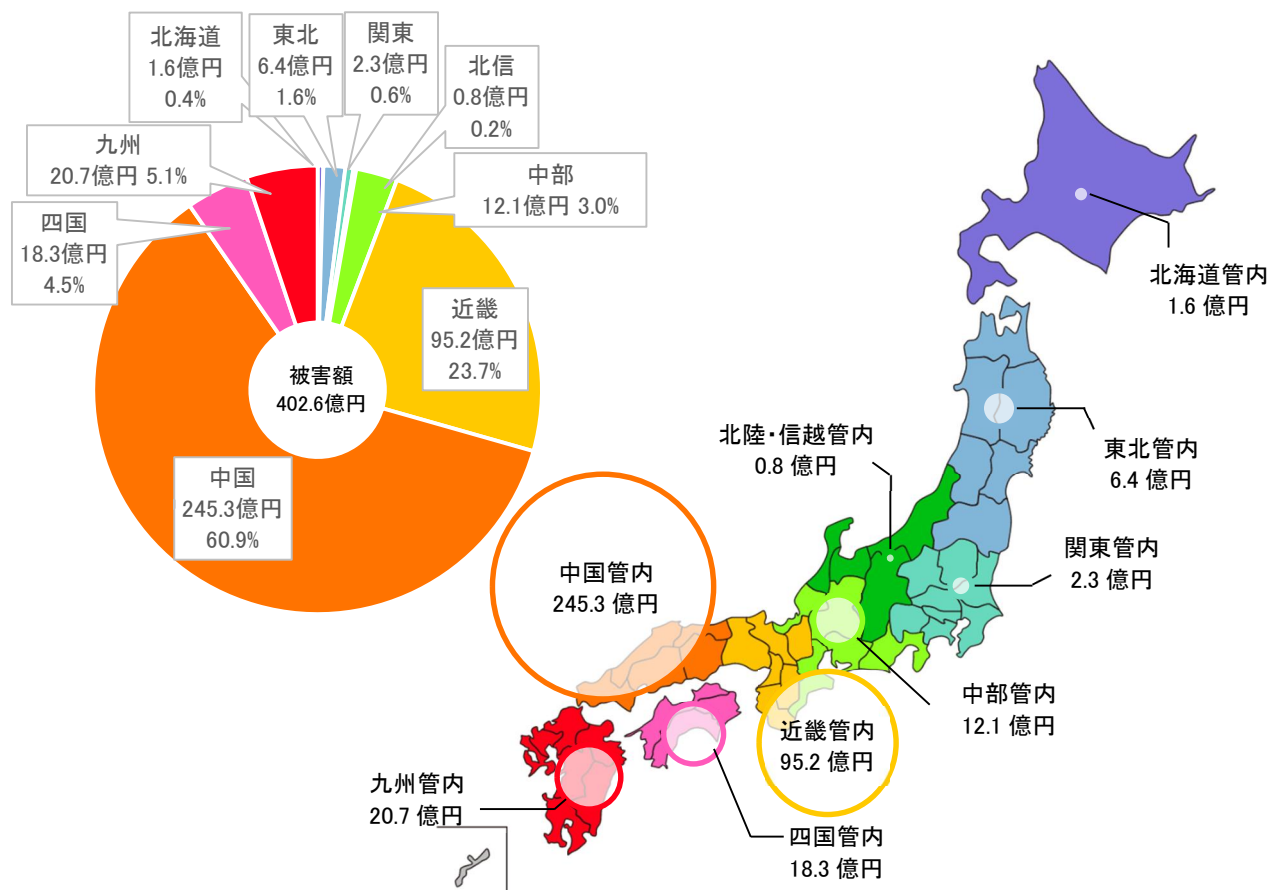


図28-1: ブロック毎・被害額に基づく整理(平成30年度)

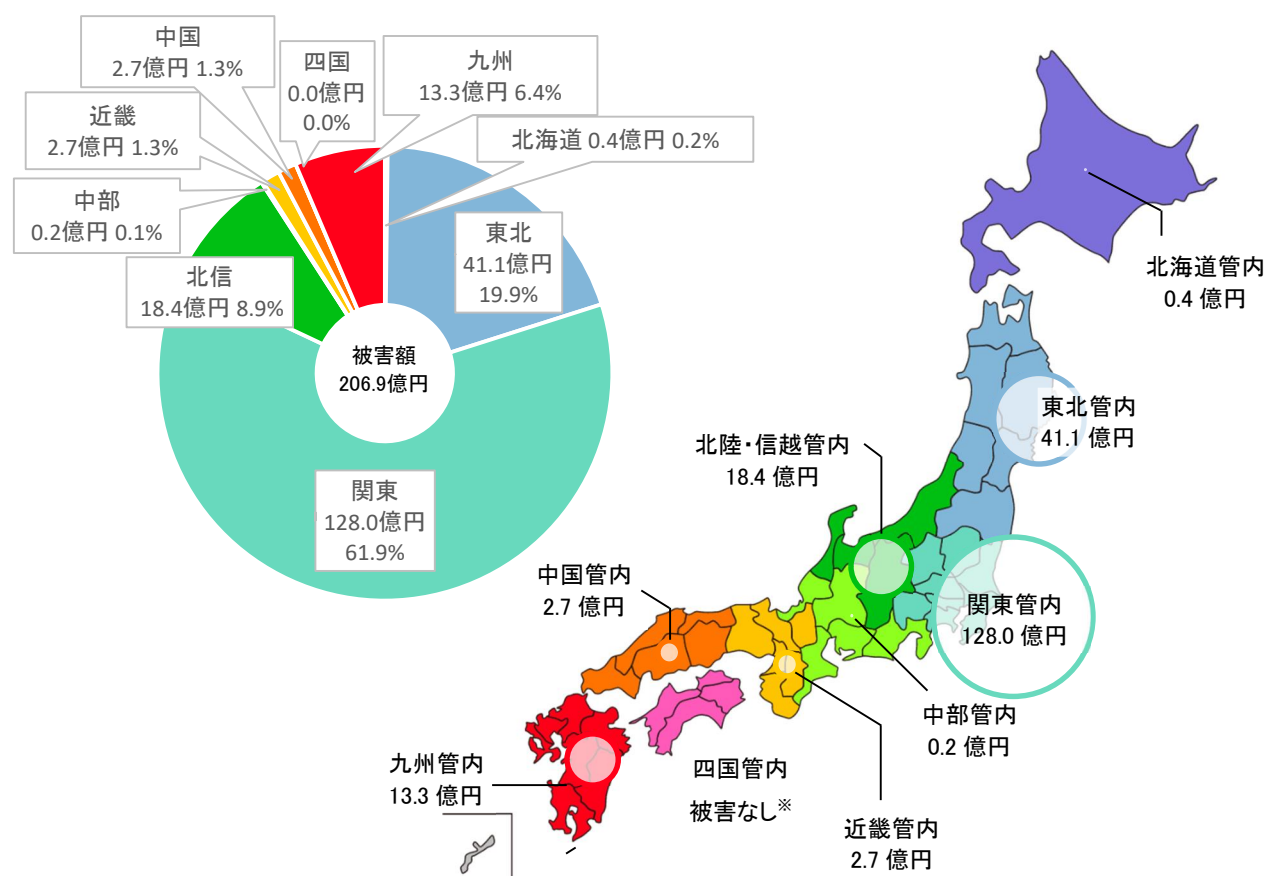


図28-2: ブロック毎・被害額に基づく整理(令和元年度)

※被害額については、鉄道事故等報告規則第8条に基づき報告された1千万円以上の災害に限る。なお、復旧が完了していない鉄道施設の被害額は含まれていない。

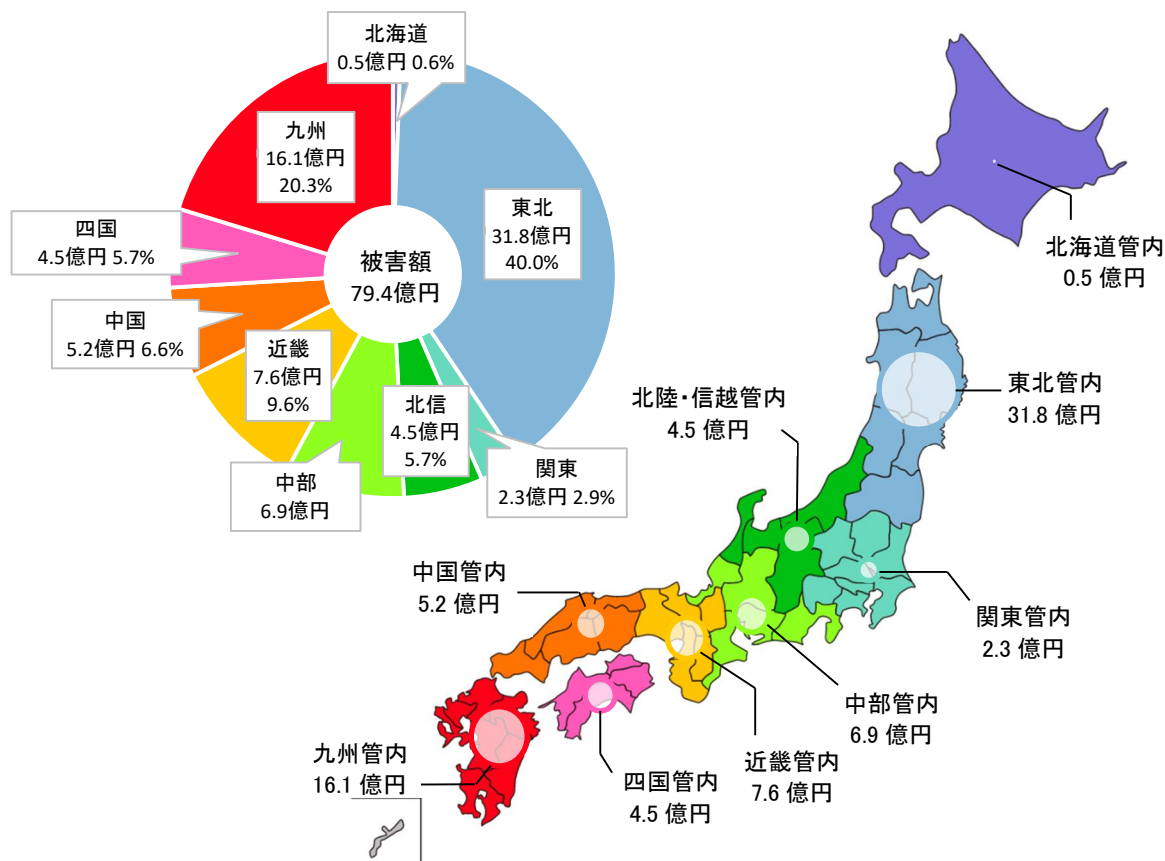


図28-3: ブロック毎・被害額に基づく整理(令和2年度)

※復旧が完了していない鉄道施設の被害額は含まれていない。

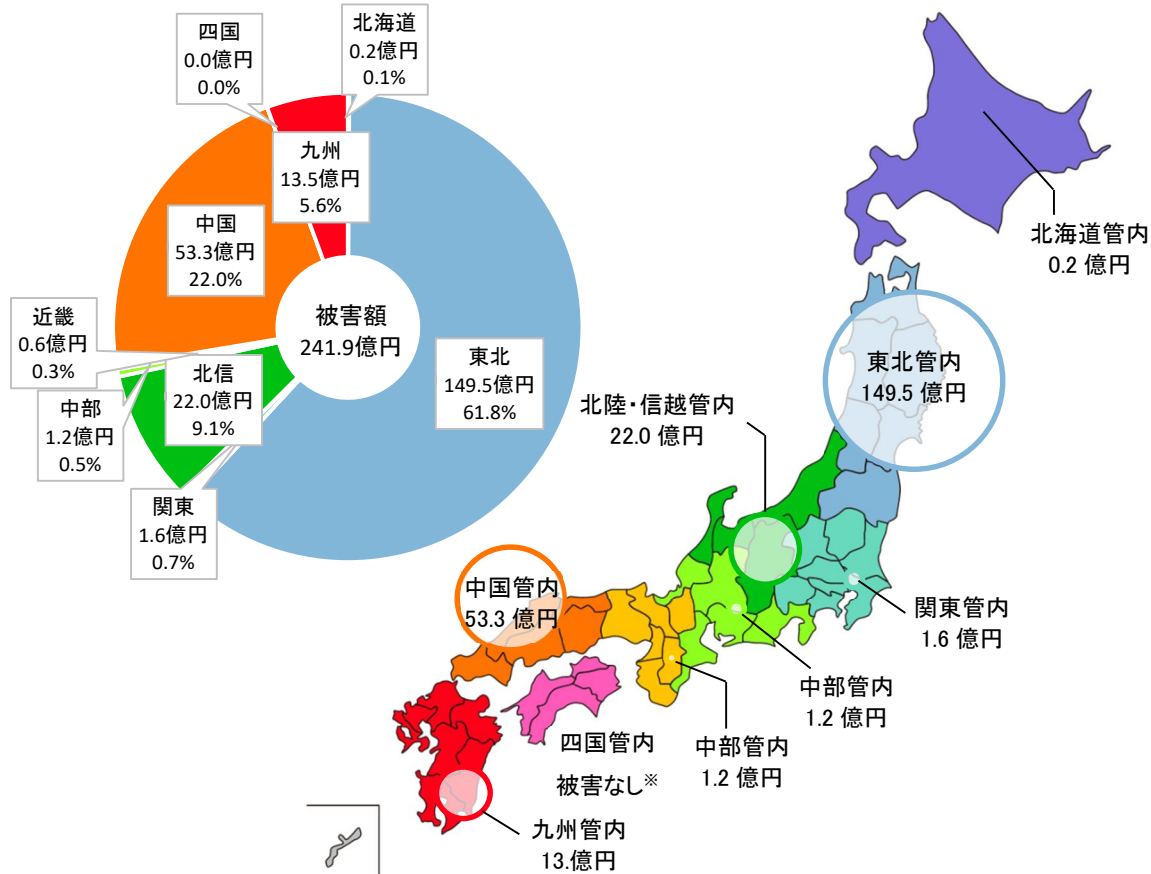


図28-4: ブロック毎・被害額に基づく整理(令和3年度)

※被害額については、鉄道事故等報告規則第8条に基づき報告された1千万円以上の災害に限る。

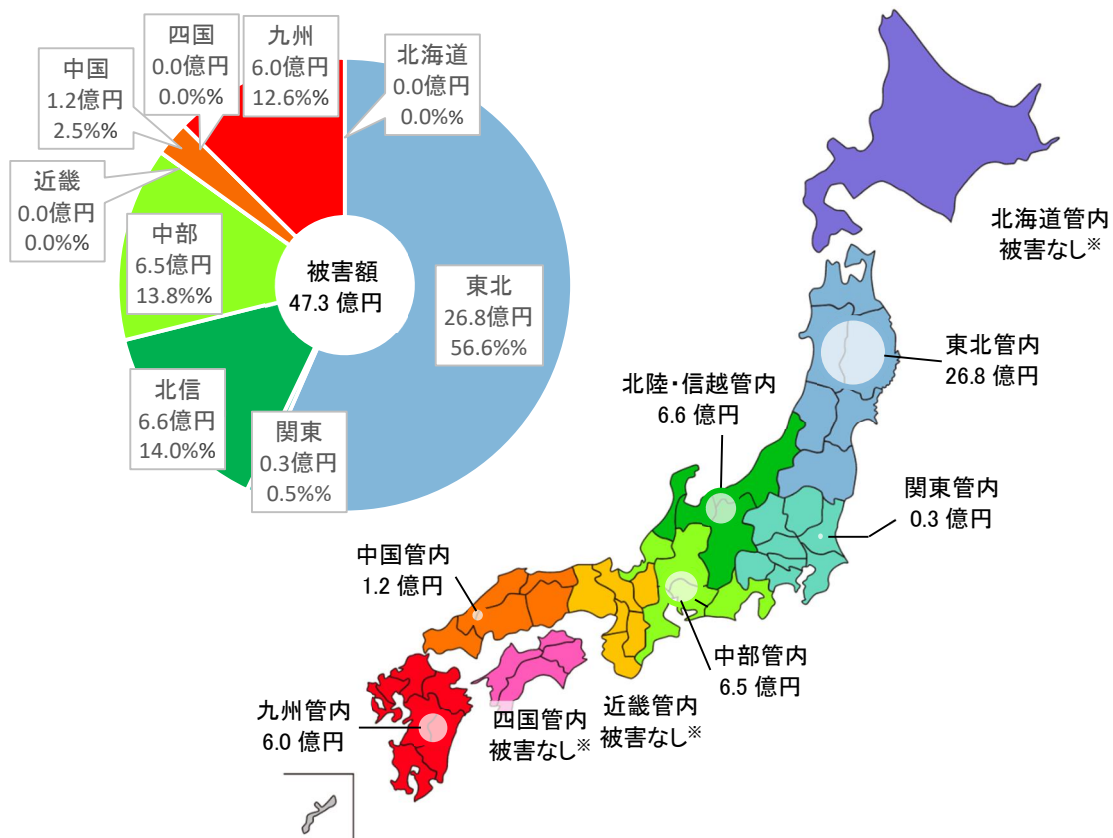


図28-5: ブロック毎・被害額に基づく整理(令和4年度)

※被害額については、鉄道事故等報告規則第8条に基づき報告された1千万円以上の災害に限る。なお、復旧が完了していない鉄道施設の被害額は含まれていない。

(2) 鉄道施設の被災状況等

・過去4年間の主な災害における鉄道施設の被災状況等は、下表のとおりです。

表9：鉄道施設の被災状況等(平成30年度～令和4年度)

年度	災害名	被災した路線数	被害額
平成 30 年度	平成 30 年 7 月豪雨	18 事業者 54 路線 うち橋りょう被害(流失等) 2 事業者 2 路線 3 橋りょう	約 350 億円
	台風第 21 号	7 事業者 14 路線	約 16 億円
	台風第 24 号	12 事業者 22 路線	約 9 億円
令和元年度	令和元年房総半島台風	9 事業者 23 路線	約 2 億円
	令和元年東日本台風	14 事業者 33 路線 うち橋りょう被害(流失等) 4 事業者 5 路線 5 橋りょう	約 180 億円
令和 2 年度	令和 2 年 7 月豪雨※ ¹	13 事業者 20 路線 うち橋りょう被害(流失等) 2 事業者 3 路線 4 橋りょう	約 38 億円
令和 3 年度	令和 3 年 7 月豪雨	4 事業者 7 路線	約 42 億円
	令和 3 年 8 月豪雨	9 事業者 16 路線 うち橋りょう被害(流失等) 3 事業者 3 路線 3 橋りょう	約 45 億円
	令和 4 年 3 月福島県沖地震	2 事業者 4 路線	約 148 億円
令和 4 年度	令和 4 年 8 月豪雨※ ¹	5 事業者 11 路線 うち橋りょう被害(流失等) 1 事業者 3 路線 4 橋りょう	約 33 億円
	令和 4 年台風 14 号	2 事業者 8 路線	約 5 億円
	令和 4 年台風 15 号※ ¹	3 事業者 4 路線	約 3 億円

※¹ 復旧が完了していない鉄道施設の被害額を含めると更に増加する。

※² 被害額については、復旧が完了していない南阿蘇鉄道高森線、JR 九州肥薩線、くま川鉄道湯前線、JR 東日本米坂線等は含まれていない。

※³ 被災した路線数については、国土交通省が HP に公表している被害状況等のとりまとめにおける、施設被害による運転見合わせ路線数を計上している。